臭気判定士免状交付申請要領

（更新、再交付、書換え）

1．免状の更新

臭気判定士免状（以下、「免状」という。）の有効期間は 5 年です（悪臭防止法施行規則第 12 条第 2 項）。免状の有効期間の更新（以下、「免状の更新」という。）は、この要領に則り、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下、「当協会」という。）あてに必要書類を提出して下さい（悪臭防止法施行規則第 14 条）。

(1) 免状の更新期間

ア. 免状の更新期間は、免状の有効期間が満了となる日の 6 月前から有効期間が満了となる日までです。

イ. 免状の更新申請書類は、手続きの関係上、有効期間が満了となる日の 1 月前までにお送りいただくようお願いいたします。また、1 月前までの発送が難しい場合には、遅くとも免状の有効期間が満了する日の 1 週間前までに申請書類が当協会に到着するようにしてください。

ウ. 災害、病気等のやむを得ない事情（以下、「遅延理由」という。）がなく、免状の有効期限内に更新手続きが行われませんと、資格が喪失（失効）しますのでご注意ください。遅延理由がある場合は書類の提出前に当協会へご相談ください。

(2) 免状の更新申請書類

免状に記載されている氏名に変更がない場合（①）と変更がある場合（②）によって、提出する申請書類が異なります。つぎに該当する申請書類一式を当協会に、**簡易書留と同等以上の履歴のわかる形で提出をしてください。**

① 氏名に変更がない場合の申請書類はつぎの通りです。

ア. 臭気判定士免状更新申請書（様式第 3 号）

イ. 有効期間満了前の免状

ウ. 免状の有効期間が満了となる日の 6 月前から有効期間が満了する日までの間に行われた嗅覚検査合格証書

エ. 免状の更新手数料を納付し、それを証する領収書等のコピー

② 氏名に変更がある場合の申請書類はつぎの通りです。

ア. 上記①アからエまでの書類

イ. 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（役所等から取得したもののまま）

（住民票の場合はつぎの項目に注意してください。）

※1 マイナンバーおよび住民基本台帳番号は記載しないでください。（記載ある場合は再提出となります。）

※2 旧姓が掲載されたものに限ります。

ウ. 臭気判定士免状書換え申請書（試験事務実施細目様式２）

※3 旧姓表記での免状交付を希望する方は、臭気判定士免状登録内容変更申請書（試験事務実施細目様式 2）となります。

(3) 免状の交付

ア. 免状の更新が行われた免状は、その免状の有効期限開始日以降の発送となります。

イ. 有効期間が過ぎた免状は返却いたしません。

(4) 遅延理由により免状の更新が免状の有効期限満了日までに申請できない場合

遅延理由がやんだ日から起算して 1 月以内に、つぎの書類を当協会へ簡易書留と同等以上の履歴のわかる形で提出をして下さい。なお、やむを得ない事情がやんだ日から起算して 1 月を越えた場合には、資格が喪失（失効）しますのでご注意ください。

ア. 臭気判定士免状更新申請書（様式第 3 号）

イ. 臭気判定士免状更新申請遅延理由書（試験事務実施細目様式 3）

ウ. 遅延理由がやんだ日から起算して 1 月以内に行われた嗅覚検査の合格証書

エ. 有効期間が最新の免状

オ. 免状の更新手数料を納付し、それを証する書類等のコピー

2．免状の再交付

免状を破り、汚し、又は失ったことにより再交付を希望する場合は、つぎの書類を当協会あてに提出してください（悪臭防止法施行規則第 15 条）。なお、特段のことがなければ受付終了後 2 週間

以内に免状が交付されます。

ア. 臭気判定士免状再交付申請書（様式第 4 号）

イ. 破り又は汚した免状（免状を失った場合は除く）

ウ. 免状の再交付手数料を納付し、それを証する領収書等のコピー

※4 なお、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、5 日以内に発見した免状を返還してください。

3．免状の書換え

免状に記載されている氏名に変更を生じたときは、つぎの書類を当協会あてに**簡易書留と同等以上の履歴のわかる形で提出する**ことで書き換えることが出来ます（悪臭防止法施行規則第 16 条に基づき）。なお、特段のことがなければ受付終了後 2 週間以内に臭気判定士免状が交付されます。

ア. 有効期間満了前の免状

イ. 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（役所等から取得したもののまま）

※5 住民票の写しの場合、マイナンバーおよび住民基本台帳番号は記載しないでください。（記載ある場合は記載されたものを返却しますので、記載の無いものを再提出となります。）

※6 住民票の写しの場合、旧姓が掲載されたものに限ります。

ウ. 免状の再交付手数料を納付し、それを証する領収書等のコピー

エ. 臭気判定士免状書換え申請書（試験事務実施細目様式 2）

※7 旧姓表記での免状交付を希望する方は、届け出は不要です。

4．免状交付手数料

免状交付手数料は、その内容にかかわらず 3,000 円（非課税）となります（悪臭防止法施行規則第 25 条）。手数料の納付は、指定の口座あてにお振り込みください。払込手数料は払込人の負担とします。なお、領収証の発行を希望される方は当協会ホームページ（https://www.orea.or.jp）に掲載している「領収証発行申請書」の返信用封筒を協会までお送りください。

払込機関

郵便振替：00160－1－611922
（ゆうちょ銀行　019 支店　当座口座：0611922　）
三菱 UFJ 銀行　浅草橋支店　普通口座：0826078
シャ）ニオイ　カオリカンキョウキョウカイ
口座名義：公益社団法人　におい・かおり環境協会

5．名簿記載の可否

国、地方自治体から実情調査目的で当協会は免状申請書の記載を基に「臭気判定士名簿」（掲載項目：免状番号、氏名、住所、連絡先）を求められることがあります。その名簿への掲載可否をご記入してください。

6．申請書の送付先および問合せ先

環境大臣指定機関

〒160-0008　東京都新宿区四谷三栄町 6-6　四谷 MS ビル 4 階
公益社団法人　におい・かおり環境協会　臭気判定士係
TEL：03-6233-9011（平日 9 時～17 時）
電子メールアドレス：jaoe@orea.or.jp

（各種申請書類は当協会ホームページに掲載（PDF）しています。）　2026.9.30